（第１号様式　別紙１）

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

１　岐阜県地方就職学生支援事業における羽島市地方就職支援金交付事業に関する必要な報告及び必要な調査への協力について、岐阜県及び羽島市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、岐阜県地方就職学生支援事業における羽島市地方就職支援金交付要綱第１０条の規定により、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

（１）交通費の申請をした日から１年以内に、地方就職支援金の要件を満たす内定先企業等へ就業しなかった場合：全額

（２）交通費の申請をした日から１年以内に、羽島市に転入しなかった場合（ただし、交通費の申請をした日に既に羽島市に住民票がある場合を除く）：全額

（３）就業日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から３か月以内に岐阜県地方就職学生支援事業における羽島市地方就職支援金交付要綱第２条第１項第２号に定める要件を満たす企業等に就業する場合を除く）：全額

（４）羽島市への転入日、岐阜県地方就職学生支援事業における羽島市地方就職支援金交付要綱第２条第１項第２号アの要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日から３年未満に羽島市から転出した場合：全額

（５）虚偽の申請であること、又は居住及び申請時の要件に係る就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額

（６）羽島市への転入日、岐阜県地方就職学生支援事業における羽島市地方就職支援金交付要綱第２条第１項第２号アの要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日から３年以上５年以内に羽島市から転出した場合：半額

３　地方就職支援金の支給を受けた後に実施される羽島市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

（第１号様式　別紙２）

岐阜県地方就職学生支援事業における

羽島市地方就職支援金交付事業に係る個人情報の取扱い

　岐阜県及び羽島市は、岐阜県地方就職学生支援事業における羽島市地方就職支援金交付事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及びこの法律の施行のために岐阜県や羽島市が定める条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、岐阜県及び羽島市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。